

## 関係法令集

### 水道法（抄）

昭和32年6月15日法律第177号

改正 平成26年6月13日法律第69号

#### 第1章 総則

##### （用語の定義）

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

#### 第4章の2 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

### 水道法施行令（抄）

昭和32年12月12日政令第336号

改正 平成28年3月31日政令第102号

##### （簡易専用水道の適用除外の基準）

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道からの水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>であることとする。

##### （給水装置の構造及び材質の基準）

第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

#### 水道法施行規則（抄）

昭和32年12月14日厚生省令第45号  
改正 平成27年8月31日厚生労働省令第133号

#### 第4章 簡易専用水道

##### （管理基準）

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

##### （検査）

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

#### 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

平成9年3月19日 厚生省令第14号  
改正 平成26年2月28日厚生労働省令第15号

##### （耐圧に関する基準）

第1条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）

は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路は除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水器具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
  - イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
  - ロ 減圧弁が設置されているものであること。
  - ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
- ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
- 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第1号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

#### (浸出等に関する基準)

**第2条** 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものには、この限りでない。

3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

#### (水撃限界に関する基準)

**第3条** 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものには、この限りでない。

#### (防食に関する基準)

**第4条** 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

#### (逆流防止に関する基準)

**第5条** 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方150ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1.5メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3キロパスカル及び1.5メガパスカル	3キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	1.5メガパスカル	50キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであつて逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が25ミリメートル以下のものにあつては、別表第2の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が25ミリメートルを超えるものにあつては、別表第3の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第2号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

**(耐寒に関する基準)**

**第6条** 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び前条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

**(耐久に関する基準)**

**第7条** 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び第5条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。

**附 則**

この省令は、平成9年10月1日から施行する。

水質基準に関する省令（抄）

平成15年5月30日 厚生労働省令第101号  
改正 平成27年3月2日 厚生労働省令第29号

水質基準項目（水質基準に関する省令 平成27年3月2日 厚生労働省令第29号）

項 目	単 位	基準値	備 考	項 目	単 位	基準値	備 考	
1 一般細菌	/mL	100以下	微生物	27 総トリハロメタン	mg /L	0.1以下	消毒剤・ 消毒副 生成物	
2 大腸菌	—	検出されないこと		28 トリクロロ酢酸	mg /L	0.03以下		
3 カドミウム及びその化合物	mg /L	0.003以下	金 属 ・ 無機物質	29 プロモジクロロメタン	mg /L	0.03以下	色	
4 水銀及びその化合物	mg /L	0.0005以下		30 プロモホルム	mg /L	0.09以下		
5 セレン及びその化合物	mg /L	0.01以下		31 ホルムアルデヒド	mg /L	0.08以下		
6 鉛及びその化合物	mg /L	0.01以下		32 亜鉛及びその化合物	mg /L	1.0以下		
7 ヒ素及びその化合物	mg /L	0.01以下		33 アルミニウム及びその化合物	mg /L	0.2以下		
8 六価クロム化合物	mg /L	0.05以下		34 鉄及びその化合物	mg /L	0.3以下		
9 亜硝酸態窒素	mg /L	0.04以下		35 銅及びその化合物	mg /L	1.0以下		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg /L	0.01以下		36 ナトリウム及びその化合物	mg /L	200以下		味覚・色
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg /L	10以下		37 マンガン及びその化合物	mg /L	0.05以下		
12 フッ素及びその化合物	mg /L	0.8以下		38 塩化物イオン	mg /L	200以下		味 覚
13 ホウ素及びその化合物	mg /L	1.0以下	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg /L	300以下			
14 四塩化炭素	mg /L	0.002以下	一般有機 化学物質	40 蒸発残留物	mg /L	500以下	発 泡	
15 1,4-ジオキサン	mg /L	0.05以下		41 陰イオン界面活性剤	mg /L	0.2以下		
16 シクロロメタン	mg /L	0.02以下		42 ジェオスミン	mg /L	0.00001以下	におい	
17 ジクロロメタン	mg /L	0.02以下		43 2-メチルイソボルネオール	mg /L	0.00001以下		
18 テトラクロロエチレン	mg /L	0.01以下		44 非イオン界面活性剤	mg /L	0.02以下	発 泡	
19 トリクロロエチレン	mg /L	0.01以下		45 フェノール類	mg /L	0.005以下		
20 ベンゼン	mg /L	0.01以下		46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg /L	3以下	味 覚	
21 塩素酸	mg /L	0.6以下		47 pH 値	—	5.8～8.6		
22 クロロ酢酸	mg /L	0.02以下	消毒剤・ 消毒副 生成物	48 味	—	異常でないこと	基礎的 性 状	
23 クロロホルム	mg /L	0.06以下		49 臭気	—	異常でないこと		
24 ジクロロ酢酸	mg /L	0.03以下		50 色度	度	5以下		
25 ジブロモクロロメタン	mg /L	0.1以下		51 濁度	度	2以下		
26 臭素酸	mg /L	0.01以下						

水質管理目標設定項目（厚生労働省健康局長通知 平成15年10月10日 健発第1010004号）  
改正 平成28年3月30日 生食発0330第2号）

項 目	単 位	目標値	備 考	項 目	単 位	目標値	備 考
1 アンチモン及びその化合物	mg /L	0.02以下	金 属 ・ 無機物質	16 残留塩素	mg /L	1以下	におい
2 ウラン及びその化合物	mg /L	0.002以下 <sup>注1</sup>		17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg /L	10以上100以下	
3 ニッケル及びその化合物	mg /L	0.02以下 <sup>注1</sup>	一般有機 化学物質	18 マンガン及びその化合物	mg /L	0.01以下	味 覚 におい 味 覚 基礎的性状
4				19 遊離炭酸	mg /L	20以下	
5 1,2-ジクロロエタン	mg /L	0.004以下		20 1,1,1-トリクロロエタン	mg /L	0.3以下	
6				21 メチルターピチルエーテル	mg /L	0.02以下	
7				22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg /L	3以下	
8 トルエン	mg /L	0.4以下		23 臭気強度(TON )	—	3以下	
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg /L	0.08以下		24 蒸発残留物	mg /L	30以上200以下	
10 亜塩素酸	mg /L	0.6以下		25 濁度	度	1以下	
11			26 pH 値	—	7.5程度	腐 食	
12 二酸化塩素	mg /L	0.6以下	27 腐食性(ランゲリア指数)	—	-1程度以上とし 極力0に近づける		
13 ジクロロアセトニトリル	mg /L	0.01以下 <sup>注1</sup>	消毒剤・ 消毒副 生成物	28 従属栄養細菌	/mL	2000以下 <sup>注1</sup>	微生物
14 抱水クロラール	mg /L	0.02以下 <sup>注1</sup>		29 1,1-ジクロロエチレン	mg /L	0.1以下	
15 農薬類	—	検出値と目標値の 比の和として1以下 <sup>注2</sup>		30 アルミニウム及びその化合物	mg /L	0.1以下	

注1：暫定値を示す。

注2：総農薬方式により計算される検出指針値を算出する。

$$\text{検出指針値} = \text{各項目検出値} \text{と各項目目標値の比の和} = \sum \frac{\text{各項目検出値}}{\text{各項目目標値}}$$

農薬類（水質管理目標設定項目15）対象項目

	項目	用途	単位	目標値		項目	用途	単位	目標値
1	1,3-ジクロロp,p'-D-D	殺虫剤	mg/L	0.05	61	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.1
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	mg/L	0.08	62	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.02
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	mg/L	0.03	63	チオジカルブ	殺虫剤	mg/L	0.08
4	EPN	殺虫剤	mg/L	0.004	64	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.3
5	MCPA	除草剤	mg/L	0.005	65	チオベンカルブ	除草剤	mg/L	0.02
6	アシュラム	除草剤	mg/L	0.9	66	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	mg/L	0.02
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.006	67	トリクロピル	除草剤	mg/L	0.006
8	アトラジン	除草剤	mg/L	0.01	68	トリクロロホン (DEP)	殺虫剤	mg/L	0.005
9	アニロホス	除草剤	mg/L	0.003	69	トリシクラゾール	殺虫・殺菌・ 植物成長調整剤	mg/L	0.1
10	アミトラズ	殺虫剤	mg/L	0.006	70	トリフルラリン	除草剤	mg/L	0.06
11	アラクロール	除草剤	mg/L	0.03	71	ナプロパミド	除草剤	mg/L	0.03
12	イソキサチオン	殺虫剤	mg/L	0.008	72	パラコート	除草剤	mg/L	0.005
13	イソフェンホス	殺菌剤	mg/L	0.001	73	ピペロホス	除草剤	mg/L	0.0009
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	mg/L	0.01	74	ピラクロニル	除草剤	mg/L	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫・殺菌・ 植物成長調整剤	mg/L	0.3	75	ピラゾキシフェン	除草剤	mg/L	0.004
16	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	mg/L	0.09	76	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	mg/L	0.02
17	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.006	77	ピリダフェンチオン	殺虫剤	mg/L	0.002
18	インダノファン	除草剤	mg/L	0.009	78	ピリブチカルブ	除草剤	mg/L	0.02
19	エスプロカルブ	除草剤	mg/L	0.03	79	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.04
20	エトフェンプロックス	殺菌剤	mg/L	0.006	80	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.0005
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.08	81	フェニトロチオン (MEP)	殺虫・殺菌・ 植物成長調整剤	mg/L	0.01
22	エトリアゾール (エクロメゾール)	殺菌剤	mg/L	0.004	82	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.03
23	エンドスルファン (ベンゾエビン)	殺虫剤	mg/L	0.01	83	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.05
24	オキサジクロメホン	除草剤	mg/L	0.02	84	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	mg/L	0.006
25	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.03	85	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.007
26	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.1	86	フェントラザミド	除草剤	mg/L	0.01
27	カズサホス	殺虫剤	mg/L	0.0006	87	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.1
28	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	mg/L	0.008	88	ブタクロール	除草剤	mg/L	0.03
29	カルタップ	殺虫剤・殺菌・除草剤	mg/L	0.3	89	ブタミホス	除草剤	mg/L	0.02
30	カルバリル (NAC)	殺虫剤	mg/L	0.05	90	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.02
31	カルプロパミド	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.04	91	フルアジナム	殺菌剤	mg/L	0.03
32	カルボフラン	代謝物	mg/L	0.005	92	プレチラクロール	除草剤	mg/L	0.05
33	キノクラミン (ACN)	除草剤	mg/L	0.005	93	プロシミドン	殺菌剤	mg/L	0.09
34	キャプタン	殺菌剤	mg/L	0.3	94	プロチオホス	殺虫剤	mg/L	0.004
35	クミルロン	除草剤	mg/L	0.03	95	プロピコナゾール	殺菌剤	mg/L	0.05
36	グリホサート	除草剤	mg/L	2	96	プロピザミド	除草剤	mg/L	0.05
37	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	mg/L	0.02	97	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.05
38	クロメプロップ	除草剤	mg/L	0.02	98	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	mg/L	0.1
39	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	mg/L	0.0001	99	ベノミル	殺菌剤	mg/L	0.02
40	クロルピリホス	殺虫剤	mg/L	0.003	100	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.1
41	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.05	101	ベンゾピシクロン	除草剤	mg/L	0.09
42	シアナジン	除草剤	mg/L	0.004	102	ベンゾフェナップ	除草剤	mg/L	0.004
43	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	mg/L	0.003	103	ペンタゾン	除草剤	mg/L	0.2
44	ジウロン (DCMU)	除草剤	mg/L	0.02	104	ペンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	mg/L	0.3
45	ジクロベニル (DBN)	除草剤	mg/L	0.03	105	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.04
46	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	mg/L	0.008	106	ベンフルラリン (バスロジン)	除草剤	mg/L	0.01
47	ジクワット	除草剤	mg/L	0.005	107	ベンフレセート	除草剤	mg/L	0.07
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	mg/L	0.004	108	ホスチアゼート	殺虫剤	mg/L	0.003
49	ジチアノン	殺菌剤	mg/L	0.03	109	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	mg/L	0.7
50	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.005	110	メコプロップ (MCPP)	除草剤	mg/L	0.05
51	ジチオピル	除草剤	mg/L	0.009	111	メソミル	殺虫剤	mg/L	0.03
52	シハロホップブチル	除草剤	mg/L	0.006	112	メタム (カーバム)	殺虫剤	mg/L	0.01
53	シマジン (CAT)	除草剤	mg/L	0.003	113	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.06
54	ジメタメトリン	除草剤	mg/L	0.02	114	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	mg/L	0.004
55	ジメトエート	殺虫剤	mg/L	0.05	115	メチルダイムロン	除草剤	mg/L	0.03
56	シメトリン	除草剤	mg/L	0.03	116	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.04
57	ジメピペレート	除草剤	mg/L	0.003	117	メトリブジン	除草剤	mg/L	0.03
58	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.003	118	メフェナセット	除草剤	mg/L	0.02
59	ダイムロン	殺虫・殺菌・除草剤	mg/L	0.8	119	メブロンル	殺虫剤・殺菌剤	mg/L	0.1
60	ダゾメット	殺菌剤	mg/L	0.006	120	モリネート	除草剤	mg/L	0.005

## 第4章 業 務

### ○大分市水道事業給水条例

(平成9年12月18日)  
(条例第40号)

大分市水道条例(昭和40年大分市条例第36号)の全部を改正する。

#### 目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第4条-第13条)

第3章 給水(第14条-第23条)

第4章 料金、分担金及び手数料(第24条-第34条)

第5章 管理(第35条-第42条)

第6章 補則(第43条)

#### 附則

##### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、大分市水道事業の給水の適正な保持を図るため、給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の定義)

**第2条** この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

**第3条** 給水装置は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの



## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

**第4条** 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、大分市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

**第5条** 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

**第6条** 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(指定給水装置工事事業者の指定)

**第7条** 前条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定については、規程で定める。

(給水管及び給水用具の指定)

**第8条** 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

4 第1項及び第2項に規定する給水用具等の指定等必要な事項は、規程で定める。

(工事費の算出方法)

**第9条** 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

- (2) 労務費
- (3) 路面復旧費
- (4) 共通仮設費
- (5) 現場管理費
- (6) 一般管理費
- (7) 消費税相当額

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、規程で定める。

(工事費の予納)

**第10条** 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 管理者は、前項の工事費の概算額について、工事完成後これを精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

(給水装置所有権の移転の時期)

**第11条** 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても管理者に工事を申し込んだ者（以下「工事申込者」という。）の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

**第12条** 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限まで納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、その損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

**第13条** 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の場合これによる費用は、原因者の負担とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

**第14条** 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項に規定する事由により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項に規定する事由により給水を制限し、又は停止したため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

**第15条** 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第16条** 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、若しくは市内に事務所を有しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住し、又は市内に事務所を有する代理人を置き、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

**第17条** 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人1人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の規定による管理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(メーターの設置)

**第18条** 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

**第19条** メーターは、管理者が設置して、水道の利用者、管理人又は給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

3 第1項の保管者が、管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

**第20条** 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 代理人若しくは管理人に変更があったとき。又はそれらのものの氏名等に変更があったとき。

(4) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

**第21条** 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

**第22条** 水道使用者等は、善良なる管理者の注意をもって、水の汚染、漏水等のないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

**第23条** 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費相当額を当該請求者から徴収する。

#### **第4章 料金、分担金及び手数料**

(料金の支払義務)

**第24条** 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金の額)

**第25条** 料金の額は、別表第1に定めるところにより計算して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。

ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(料金の算定)

**第26条** 料金は、隔月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い、計量した使用水量によりこれを算定する。この場合、各月均等に使用したものとみなす。

2 管理者は、必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があるときは、前項の隔月定例日以外の日にメーターの検針を行い、計量した使用水量により料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

**第27条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を利用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(4) 共用給水装置により、水道を利用するとき。

(特別な場合の料金の算定)

**第28条** 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は、1月分として算定する。

2 月の中途において、用途、給水装置の種類又はメーターの口径に変更があったときのその月の基本料金は、使用日数の多いものにより算定する。ただし、使用日数が等しいときは、新しいものにより算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

**第29条** 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が必要でないとしたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

**第30条** 料金は、納入通知書により2月ごとに前2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者において必要と認められた場合は、1月ごとに徴収することができる。

(納付後の料金の変更)

**第31条** 料金の納付後その額に変更が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(分担金)

**第32条** 給水装置を新設し、又は給水管の口径を増径する改造をしようとする者は、当該工事に係る給水管に設置されたメーターの口径により別表第2に定める額に100分の108を乗じて得た額の分担金を管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

2 既納の分担金は、工事申込みを取り消したとき、又は工事中にメーターの口径変更を伴う設計変更があったときのほかは、還付しない。

(手数料)

**第33条** 手数料は、次のとおりとし、その申込みの際(第1号及び第2号に規定する手数料については、規程で定める日)に徴収する。

(1) 設計審査手数料(1件につき)

メーター口径又は分岐口径	工 事 費 区 分	
	新 設 工 事	改 造 工 事
25ミリメートル以下	2,000円	1,000円
25ミリメートルを超えるもの	3,000円	1,500円

(2) 完成検査手数料（1件につき）

メーター口径又は分岐口径	工 事 費 区 分	
	新 設 工 事	改 造 工 事
25ミリメートル以下	2,000円	1,000円
25ミリメートルを超えるもの	3,000円	1,500円

(3) 指定給水装置工事事業者申請手数料 1件につき 17,000円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

（料金、分担金、手数料等の減免）

**第34条** 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

### 第5章 管理

（給水装置の検査等）

**第35条** 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

**第36条** 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

**第37条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用人に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用人が、第9条の工事費、第22条第2項の修繕に要する費用、第24条の料金又は第33条の手数料を指定期限までに納付しないとき。
- (2) 水道の使用人が、正当な理由がなく、第26条の使用水量の計量若しくは第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

**第38条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めるとき。

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

**第39条** 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する必要な情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

**第40条** 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を適正に管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(過料)

**第41条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第35条の検査又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

**第42条** 市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第6章 補則

(委任)

**第43条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)

3 佐賀関町及び野津原町の編入の日（以下「編入日」という。）前に佐賀関町水道事業給水条例（平成10年佐賀関町条例第20号）、野津原町簡易水道事業条例（昭和35年野津原町条例第89号）又は野津原町給水施設条例（昭和60年野津原町条例第23号）（以下「両町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日前の佐賀関町及び野津原町（以下「両町」という。）の区域における編入日前の使用に係る料金については、第25条から第28条までの規定にかかわらず、両町条例の例による。

5 両町の区域における編入日以後の使用に係る料金については、大分市条例適用額（第25条及び別表第1の規定により算定した料金をいう。以下同じ。）が両町条例適用額（第25条中「別表第1」とあるのを「佐賀関町水道事業給水条例（平成10年佐賀関町条例第20号）第22条の表又は野津原町簡易水道事業条例（昭和35年野津原町条例第89号）第23条の表」と読み替えた場合における第25条及び佐賀関町水道事業給水条例第22条の表又は野津原町簡易水道事業条例第23条の表の規定により算定した料金をいう。以下同じ。）を超える場合にあっては、大分市条例適用額から両町条例適用額を減じて得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表右欄に掲げる減免率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は、1円とする。）を大分市条例適用額から減じて得た額とする。

年度	減免率
平成16年度及び平成17年度	1.0
平成18年度	0.8
平成19年度	0.6
平成20年度	0.4
平成21年度	0.2

6 前2項の場合において、料金の算定の基礎となる使用期間が編入日及び編入日の前日を含む場合又は平成17年度から平成22年度までの各年度の初日及びその前日を含む場合については、第26条の規定にかかわらず、当該使用期間に係る使用量を各日均等に使用したものとみなして、管理者が定めるところにより算定する。

7 編入日前に両町条例の規定によりなされた申込みに係る分担金及び手数料の額については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、両町条例の例による。

8 平成17年1月1日から平成20年3月31日までの間、野津原東部簡易水道事業に係る分担金の額については、第32条第1項中「口径により別表第2に定める額に100分の105を乗じて得た額」とあるのは、「口径が13ミリメートルの場合にあっては199,500円、20ミリメートルの場合にあっては220,500円、25ミリメートルの場合にあっては378,000円、40ミリメートルの場合にあっては1,102,500円」とする。

9 編入日前にした野津原町簡易水道事業条例又は野津原町給水施設条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ野津原町簡易水道事業条例又は野津原町給水施設条例の例による。

10 平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間、野津原西部簡易水道事業（大字今市の区域を除く。）に係る分担金の額については、第32条第1項中「口径により別表第2に定める額に100分の105を乗じて得た額」とあるのは、「口径が13ミリメートルの場合にあっては150,000円、20ミリメートルの場合にあっ



ては171,000円、25ミリメートルの場合にあっては328,500円、40ミリメートルの場合にあっては1,063,500円」とする。

- 11 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間、野津原西部簡易水道事業（大字荷尾杵の区域のうち宮ノ下、今在喜、仲村及び猿掛の各字の区域に限る。）に係る分担金の額については、第32条第1項中「口径により別表第2に定める額に100分の105を乗じて得た額」とあるのは、「口径が13ミリメートルの場合にあっては150,000円、20ミリメートルの場合にあっては171,000円、25ミリメートルの場合にあっては328,500円、40ミリメートルの場合にあっては1,063,500円」とする。

**附 則**（平成11年条例第37号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年条例第47号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成14年条例第43号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年条例第78号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**（平成17年条例第12号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年条例第44号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第25条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給を受けている水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後始めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるもの（以下この項において「特定継続使用に係る水道の使用」という。）にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金（改正前の第25条の規定により算定した料金をいう。）を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「特定継続使用に係る部分」という。））の当該確定した料金（特定継続使用に係る水道の使用にあっては、当該確定した料金のうち当該特定継続使用に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 4 改正後の第32条第1項の規定は、施行日以後に工事申込みのあった分担金から適用し、施工日前に工事申込みのあった分担金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大分市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成29年4月1日以降の計量に係る使用水量により算定する料金から適用し、同日前の計量に係る使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。

別表第1（第25条関係）

区分 用途	メーター の口径	基本料金 (1月につき)	従量料金(1月につき)				
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一        用	13ミリメートル	5 <sup>3</sup> まで 800円	5 <sup>3</sup> を超え 8 <sup>3</sup> まで 50円/ <sup>3</sup>	8 <sup>3</sup> を超え 20 <sup>3</sup> まで 145円/ <sup>3</sup>	20 <sup>3</sup> を超え 30 <sup>3</sup> まで 265円/ <sup>3</sup>	30 <sup>3</sup> を超え 50 <sup>3</sup> まで 295円/ <sup>3</sup>	50 <sup>3</sup> を超え る部分 385円/ <sup>3</sup>
	20ミリメートル	5 <sup>3</sup> まで 1,160円					
	25ミリメートル	5 <sup>3</sup> まで 1,430円					
	40ミリメートル	4,800円	1 <sup>3</sup> から20 <sup>3</sup> まで 230円/ <sup>3</sup>				
	50ミリメートル	8,600円					
	75ミリメートル	17,500円					
	100ミリメートル	28,000円					
	150ミリメートル	61,500円					
	200ミリメートル	95,200円					
浴場用	150 <sup>3</sup> まで 10,600円	150 <sup>3</sup> を超える部分			95円/ <sup>3</sup>		
船舶用					230円/ <sup>3</sup>		
臨時用					385円/ <sup>3</sup>		

## 備考

- 1 一般用とは、浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 2 浴場用とは、一般公衆浴場の用に供するものをいう。
- 3 臨時用とは、工事その他一時的な用に供するものをいう。

別表第2（第32条関係）

口径	区分	新設工事	改造工事
13ミリメートル		78,000円	改造による新設されたメーターの口径に対応する左欄の額と改造前の口径に対応する左欄の額との差額
20ミリメートル		140,000円	
25ミリメートル		244,000円	
40ミリメートル		790,000円	
50ミリメートル		1,372,000円	
75ミリメートル		3,813,000円	
100ミリメートル		7,826,000円	
150ミリメートル		21,560,000円	
200ミリメートル以上		管理者が定める額	

## ○大分市水道事業給水条例施行規程

(平成10年3月31日)  
水道事業管理規程第5号)

大分市水道条例施行規程（昭和49年大分市水道事業管理規程第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規程は、大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の新設等の申込み等）

**第2条** 条例第4条の規定により大分市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けようとする者（次項に規定する者を除く。）は、給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書（様式第1号）により管理者に申し込まなければならない。

2 条例第2条に規定する給水装置（以下「給水装置」という。）の新設、改造、修繕又は撤去（以下「新設等」という。）の工事について、その施工を申し込もうとする者は、給水装置新設（改造・修繕・撤去）工事申込書（様式第2号）により管理者に申し込まなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、給水装置の修繕工事のうち構造及び材質の変更を伴わない工事について、第1項の承認を受けようとする者は給水装置修繕承認・工事設計審査申込書（様式第3号）により、第2項の工事の施工を申し込もうとする者は給水装置修繕工事申込書（様式第4号）により、管理者に申し込むものとする。

4 前2項の規定により、新設等の工事の申込みを行った者（以下「申込者」という。）は、第1項又は第3項の規定による承認の申込みを行ったものとみなす。

（申込みの取消し）

**第3条** 申込者は、当該給水装置の新設等の承認の申込みをした後において、当該申込みを取り消そうとするときは、直ちに給水装置工事中止届（様式第5号）により管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、条例第10条第1項の規定に基づき給水装置工事費の概算額を通知した後1月を経過しても申込者が当該概算額を予納しないとき、又は申込者の責めに帰すべき事由により概算額を納付後50日を経過しても当該給水装置工事に着手することができないときは、申込者が給水装置の新設等の承認の申込みを取り消したものとみなす。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（給水装置の廃止の届出）

**第4条** 給水装置の所有者は、給水装置の機能を廃止するときは、給水装置廃止届（様式第6号）により管理者に届け出なければならない。

(給水装置工事の設計審査等の申請)

**第5条** 条例第6条第2項の規定により、指定給水装置工事事業者（同条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）は、給水装置工事の設計審査を受けようとするときは第2条第1項の申込書により、工事完成後の工事検査を受けようとするときは給水装置新設（改造・修繕・撤去）工事完成検査申込書（様式第7号）により、管理者に申し込まなければならない。

(給水装置工事の立会い)

**第6条** 指定給水工事事業者は、配水管に給水管を取り付ける工事を行うときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

2 指定給水工事事業者は、前項の規定により立会いを求めるときは、給水管取付工事立会申請書（様式第8号）により、管理者に申請しなければならない。

(自己以外の者の所有する給水装置を使用する給水装置工事)

**第7条** 自己以外の者の所有する給水装置（以下この条において「本管」という。）の一部を使用して自己の給水装置（以下この条において「分岐管」という。）を設置しようとする者は、本管の所有者その他の利害関係人の承認を得なければならない。

2 本管の所有者が当該本管を撤去したときは、分岐管の所有者も分岐管を撤去したものとみなす。ただし、分岐管の所有者が本管を取得した届出をしたときは、この限りでない。

(管破損に伴う修繕費等の負担)

**第8条** 配水管又は配水管の取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置を破損し、漏水させた者は、管理者が認定する水量に応じた料金及び修繕費その他復旧に必要な費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する料金及び修繕費等の徴収に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水契約の申込み)

**第9条** 条例第15条の規定により、水道を使用しようとする者は、水道使用開始届（様式第9号）により、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人及び管理人の選定及び変更の届出)

**第10条** 条例第16条の規定により給水装置の所有者が代理人を定めたとき、若しくは条例第17条第1項の規定により同項各号に定める者が管理人を選定したとき、又は条例第20条第2項第3号の規定によりこれらの者が選任した代理人若しくは管理人に変更があったときは、代理人（管理人）選任（変更）届（様式第10号）により、管理者に届け出なければならない。

(メーターの設置場所)

**第11条** 給水装置の所有者及び使用者は、メーターを設置するために必要な場所を提供しなければならない。

2 メーターを設置する場所は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

- (1) 道路等との境界に最も近い位置であること。
- (2) 外部からの障害により破損しない場所であること。
- (3) 汚水等の侵入のおそれがなく、乾燥した場所であること。
- (4) 検針、点検及び取替作業を容易に行うことができる場所であること。

(市のメーター以外のメーターによる計量)

**第12条** 条例第18条第1項ただし書に規定する管理者がその必要がないと認めるときとは、個別検針集合住宅（構造上区分された数個の部分をもつ1個の建物であつて、その区分された部分がそれぞれ独立して住居の用に供することができるもの（以下「集合住宅」という。）のうち、当該建物の1階部分に集中して設置されたメーターにより、当該区分された部分に設置された給水栓及び共用栓の使用水量が計量できるもの（当該区分された部分が独立して所有権の目的となっているものを除き、別に定めるところにより管理者が認定したものに限る。）をいう。以下同じ。）に設置されたメーターにより、給水量を計量するときとする。

2 個別検針集合住宅の使用水量の計量及び水道料金の徴収に関する事項は、別に管理者が定める。

(メーターの保管義務)

**第13条** メーターの保管者（以下「保管者」という。）は、常にメーターを清潔に保ち、検針及びメーターの取替え、修繕等の支障となり、又はメーターの機能を害する物件を置き、若しくは工作物を設けてはならない。

2 保管者は、メーターが設置されている場所に工作物を設置する場合その他メーターの位置を変更することが必要な場合は、第2条に定めるところにより、管理者に給水装置の改造を申し込まなければならない。

3 保管者が第1項の義務を怠つたときは、管理者は、原状回復、位置の変更その他必要な処置を命じ、又は管理者が自らその処置を行い、その費用は、違反者から徴収する。

4 保管者は、メーターが盗難にあつたときは、直ちに警察及び管理者に届け出なければならない。

5 メーターを亡失し、又はき損したときの損害賠償額は、時価により管理者が定める。

(水道の使用中止の届出)

**第14条** 条例第20条第1項第1号の規定により、水道の使用をやめようとする者は、水道使用中止届（様式第11号）により、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(水道使用者の名義変更届)

**第15条** 条例第20条第2項第1号の規定により、水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたときは、水道使用者名義変更届（様式第12号）により、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(水道使用者等の変更の届出)

**第16条** 条例第20条第2項第2号の規定により、給水装置の所有者に変更があつたときは、給水装置所有者変更届（様式第13号）により、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(検査に要する特別の費用)

**第17条** 条例第23条第2項に規定する特別の費用とは、給水装置の機能に関する検査にあつては通常の検査以外の検査を、水質の検査にあつては飲料の適否に関する検査以外の検査を行う場合の費用をいう。

(共用給水装置の使用者に対する水道料金算定の特例)

**第18条** 集合住宅（個別検針集合住宅を除き、次条に定めるところにより管理者の認定を受けたものに限る。）に設置された共用給水装置に係る水道料金の算定については、次に定めるところによる。

(1) メーターの口径の区分は、各戸ごとに設置されているメーターの口径によるものとする。ただし、各戸ごとにメーターが設置されていないときは、給水管の口径によるものとする。

- (2) 市のメーターにより使用水量を計量し、各戸が均等に使用したものとみなす。
- (3) 口径の異なるメーター及び給水管が混在する場合のメーターの口径の区分及び使用水量については、前2号の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、共用給水装置を使用する場合の料金算定に係るメーターの口径の区分及び使用水量については、別に定める。

(料金算定の特例を受ける集合住宅の認定)

**第19条** 共用給水装置の所有者が、当該共用給水装置が設置されている建物について前条第1項の特例の適用を受ける集合住宅の認定を受けようとするときは、集合住宅認定申請書(様式第14号)により、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書に係る申請の内容を審査し、当該建物が第12条第1項に規定する集合住宅に該当すると認めるときは、前条第1項の特例を受ける集合住宅として認定するものとする。

(使用水量及び用途の認定)

**第20条** 条例第27条の規定による使用水量及び用途の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターの故障が前回のメーター検針後に生じたものと認められるときは、前回の使用水量に基づき認定する。
- (2) メーターの故障が前々回のメーター検針後、前回のメーター検針前に生じたものと認められるときは、前々回の使用水量に基づき認定する。
- (3) 次項の規定によるメーターの機能試験の結果、100分の4を超える誤差があるときは、その誤差分を修正して認定する。
- (4) 前3号の規定により難いときは、新たにメーターを取り付け、それにより認定する。
- (5) 前各号の規定により難いときは、前2回分又は前年同月の使用水量その他の事情を考慮して認定する。
- (6) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用したときは、料率の高いものにより認定する。

(メーターの試験)

**第20条の2** 保管者は、メーターに異常があると思われるときは、メーター試験申込書(様式第15号)により、管理者にメーターの試験を申し込むことができる。

2 管理者は、前項の規定によるメーターの試験の申込みがあったときは、メーターの試験を実施し、その結果をメーター試験結果通知書(様式第16号)により当該試験の申込みをした保管者に通知するものとする。

(設計審査手数料等の納付期限)

**第21条** 条例第33条第1項に規定する、同項第1号及び第2号に規定する手数料の納付期限は、設計審査終了後で管理者の指定する日とする。

(受水槽以下の装置の検査)

**第22条** 管理者は、必要があると認めるときは、受水槽以下の装置を検査することができる。

2 管理者は、前項の検査のため必要があるときは、設計書及び図面等を提出させることができる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

**第23条** 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査は、大分市小規模貯水槽水道維持管理指導要綱（平成15年大分市告示第241号）に定めるところによる。

(基本料金の減免)

**第24条** 管理者は、水道使用者が市内で転居するため水道の使用をやめて、基本料金が3月分発生した場合、直近の定例検針日からの使用期間がその検針日の属する月の日数を超えないときは、その月の基本料金を減免する。また、超えたときは使用をやめた日が属する月の基本料金を減免する。

(委任)

**第25条** この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の大分市水道条例施行規程第15条の2の規定の適用を受ける給水装置が設置されている建物は、第19条第2項の規定により認定を受けた集合住宅とみなす。

**附 則**（平成11年水道事業管理規程第1号）抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第1条の規定による改正前の大分市水道局会計規程様式第20号（その1）、様式第20号（その2）、様式第21号、様式第22号、様式第23号（その1）、及び様式第23号（その2）による用紙で現に残存するもの並びに第2条の規定による改正前の大分市水道事業給水条例施行規程様式第6号、様式第9号（その1）、様式第9号（その2）、様式第11号、様式第12号、様式第14号及び様式第15号による用紙で現に残存するものは、平成11年5月31日までの間、なお使用することができる。

**附 則**（平成15年水道事業管理規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年水道事業管理規程第7号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際改正前の様式第6号、様式第9号、様式第11号及び様式第12号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成21年水道事業管理規程第19号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則**（平成24年水道事業管理規程第9号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第4号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成29年水道事業管理規程第4号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。





(裏面)

審査員

年 月 日



給水装置  
工事申込者  
装置場所

住所名  
氏名  
大分市

上記のとおり給水装置工事を施工したいので設計審査を申し込みます。  
大分市水道事業管理者 殿

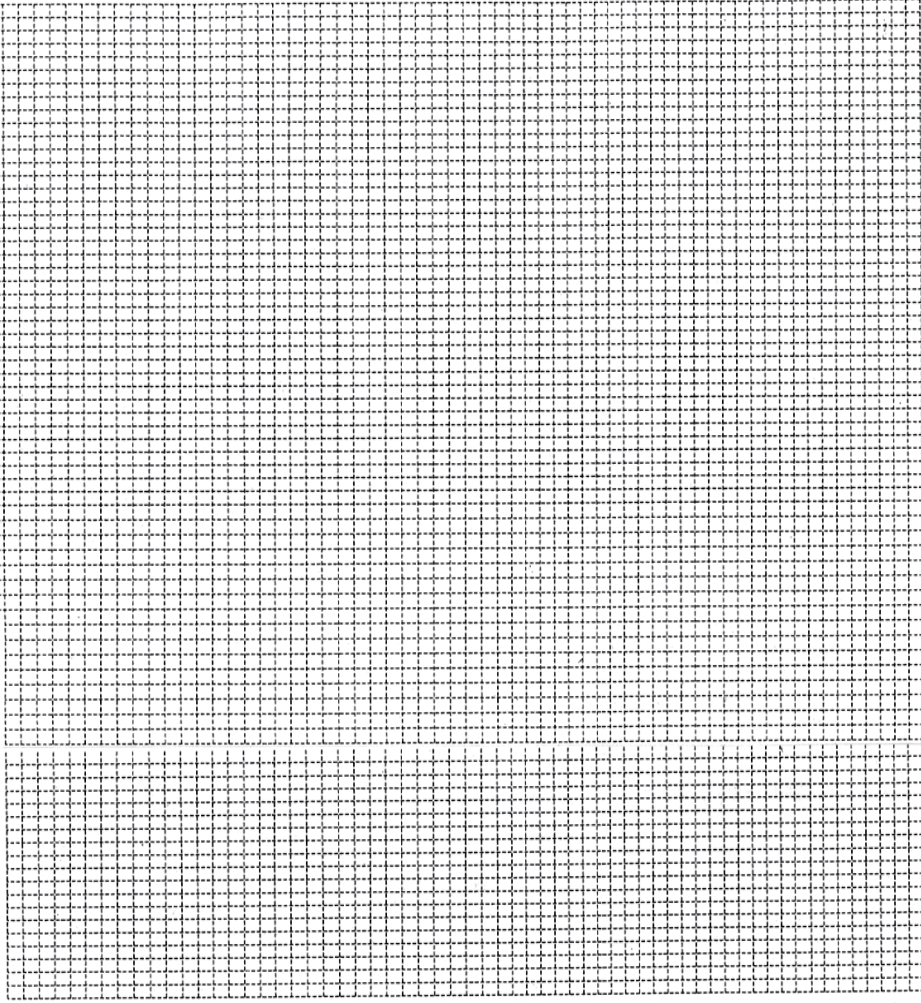
指定給水装置工事事業者

住所名  
氏名  
主任技術者

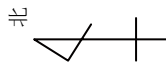


平面図 縮尺 1/

(別紙に平面図を添付する場合は、必ず配置図を記入すること。)



付近見取図 (配水管図 ページ・住宅地図 ページ)



様式第2号 (第2条関係)

給水装置新設(改造・修繕・撤去)工事申込書

メーター口径	mm	変付番号	変・不変	受付者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
大分市水道事業管理課 大分市水道事業管理課 甲 込 着 住 所 (工事担当) フリガナ 氏 名 電話番号		建築確認書 受・不変		設計 承認 完成 竣工 検査 完了 年月日		公 道 形状・寸法 材料 管 径 形状・寸法 材料 管 径 形状・寸法 材料 管 径		内 装 形状・寸法 材料 管 径 形状・寸法 材料 管 径		水 栓 形状・寸法 材料 管 径 形状・寸法 材料 管 径		受付印 大分市水道事業管理課 甲 込 着 住 所 (工事担当) フリガナ 氏 名 電話番号
設置場所	大分市	用途	専用住宅・共同住宅・その他	設計者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
建築物の用途	専用住宅・共同住宅・その他			承認者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
建築物の種別	水通・蒸気通・蒸気通 その他			完成者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
面積	延床面積 (㎡)			検査者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
土地所有権者	科信関係人同意書			完了者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
住所	大分市水道事業管理課 上記工事の責任者である場合は、この装置と同様し、市水道 局には、一切連絡は行いません。			検査完了者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
氏名	科信関係人同意書			検査完了者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
電話番号	科信関係人同意書			検査完了者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
住所	科信関係人同意書			検査完了者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
氏名	科信関係人同意書			検査完了者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印
電話番号	科信関係人同意書			検査完了者	年月日	第	号	年	月	日	号	受付印

様式第3号 (第2条関係)

水栓番号	
<p>給水装置修繕承認・工事 設計審査申込書</p> <p style="text-align: center;">(受付)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分市水道事業管理者 殿</p> <p>申込者(工事費負担者)</p> <p>住 所 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>氏 名</p> <p>施工者(指定給水装置工事業者)</p> <p>住 所 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>氏 名</p>	
<p>大分市水道事業給水条例第4条の規定に基づき、給水装置の修繕工事を施工したいので、承認及び設計審査を申し込みます。</p>	
施工年月日	年 月 日
給水装置場所	大分市
給水装置所有者	
水道使用者	
メーター口径	mm
	メーター番号
【平面図】	

様式第4号 (第2条関係)

給水装置修繕工事申込書

スリーター口径		受付番号		受付者		承認		年月日		公連内装工				水径番号					
		建設物種別等 要・不要		建設物種別等 要・不要		設計審査 承認 工費見積算額 選付金		第		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量			
大分市水道事業管理課 甲 込 課 (工事担当) 氏名 住所 〒 電話番号				建設物種別等 要・不要				設計審査 承認 工費見積算額 選付金		第		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
大分市水道事業給水条例第16条の規定に基づき、下記の者を 代理人と定めます。				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
住所 〒 氏名 電話番号				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
大分市水道事業管理課 上記工事の関係者である私達は、この設備に同意し、市水道 局には、一切連絡は掛けません。				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
設置場所 大分市 建設物の用途 専用住宅、共同住宅、その他( ) 建設物の構造 木造、鉄筋造・素骨造 その他( ) 階数( )階 延べ面積(㎡) 個				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
土地所有者 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
土地通称 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
給水費分 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
完成時期 年月日 時間・水圧 (備考)				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
付託機関 北				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	
引込管口径 閉止工 閉止工 閉止工 閉止工				建設物種別等 要・不要				設計承認 完成 工費見積算額 選付金		年 月 日		形状・寸法		使用		形状・寸法		数量	

様式第5号 (第3条関係)


給 水 装 置 工 事 中 止 届



年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

工事申込者氏名 

指定給水装置  
工事事業者名 

下記の理由により給水装置工事を中止します。

記

- 1 工事承認番号(中央・東部・西部) 第 号
- 2 工事中止理由

※ 収入等の明細

	金 額	領 収 年 月 日	還付の有無	
手数料及び分担金	円	年 月 日	有	無
処理事項( 台 索 設)				

様式第6号 (第4条関係)



給 水 装 置 廃 止 届

水 栓 番 号

年 月 日 ※ 太線の中だけ記入してください。

大分市水道事業管理者 殿

該当するものに○印をしてください。	
・普通廃止	給水装置のすべてを(本管分岐まで)永久に使用せず、分担金の権利を放棄するとき。
・建替廃止	建替等で分担金の権利を引き継ぐとき。

廃止年月日	年 月 日
給水装置場所	大分市 町 丁目 組番 号 (ビル・屋号名等)
	大分市 町 丁目 組番 号
給水装置の所有者	フリガナ (TEL)
	氏 名 (印)
届 出 人	大分市 町 丁目 組番 号
	フリガナ (TEL)
氏 名	氏 名 (印)
	大分市 町 丁目 組番 号
請 求 先 (水道使用者)	フリガナ (TEL)
	氏 名 (印)

水道番号	整理番号
.....-.....	.....

口径	メーター番号	検 針	検針月日
			/

未 納 ・ 有 無	年 月分	水道料金	下水道料金	督促手数料
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	水道料金	下水道料金	督促手数料	合計金額
	円	円	円	

料 金 精 算	使用期間	使用水量	水道料金	下水道料金
	/-/	m <sup>3</sup>	円	円
	/-/	m <sup>3</sup>	円	円
	合 計			円

様式第7号 (第5条関係)

給水装置新設(改造・修繕・撤去)工事完成検査申込書



年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

指定給水装置工事事業者

住 所

氏 名



電 話 番 号

主任技術者名



給水装置工事が完成したので、下記事項について検査をお願いします。

承認番号				完成年月日	年 月 日			
装置場所	大分市							
給水装置	住所							
工事申込者	氏名							
検査年月日	年	月	日	時	分	検査員		
再検査年月日	年	月	日	時	分	検査員		
検査項目	適 否						適 否	
	検査	再検査					検査	再検査
設計書と工事内容の照合			弁栓類等ボックスの取付状況					
使用材料の確認			通 水 検 査					
配管状況			受水タンク等の吐水口空間の確認					
埋設深度の確認			量水器及びボックスの取付状況					
保護措置(凍結・腐食・衝撃)の確認			道 路 復 旧 状 況					
弁栓類器具の取付状況			そ の 他					
残留塩素	mg/l	水圧	MPa	手直しの有無	設計書	有無	工事	有無
設計書の訂正事項				工事の手直し事項				

(注) 完成検査の立会いは、主任技術者が行うこと。



様式第8号 (第6条関係)

給水管取付工事立会申請書

受付印

年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

指定給水装置工事事業者

住 所

氏 名

印

電話番号

担当者名

給水管取付工事を施工したいので、立会いをお願いします。

承認番号		道路占用許可番号	
工事場所			
給水装置工事申込者	住 所		
	氏 名		
主任技術者	印		
工事施工業者	土工事		
	舗装工事		
工事希望年月日	年 月 日	午前・午後	時頃

立会年月日	年 月 日	午前・午後	時頃
-------	-------	-------	----

様式第9号（その1）（第9条関係）

水道使用開始届(新設用)

年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

給水装置場所	建築確認書の住所	大分市 町 丁目 番 号・番地		
	通称名	大分市		
	(マンション・アパート・ビル等の名称及び部屋番号)			
使用者	フリガナ		屋号	
	氏名		電話	
	今までの住所			
所有者又は管理人	住所			
	氏名		電話	
施工業者	住所			
	氏名			
種別・用途	一般住宅・集合住宅( 戸)・その他( )			

水道番号	整理番号	水栓番号	承認番号
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●		

メータ取付日(使用開始日)	口径	メータ番号	指針	検満年月	検定回数
年 月 日	mm			●●●●	
旧メータの有無	有・無	口径	mm	旧メータ番号	旧水栓番号

水道料金納入方法	口座振替(金融機関にて手続すること。・口座継続・納入通知書・納組( ))				
(別の場所に送付を希望する場合) 納入通知書送付先	住所				
	氏名		電話		
口座継続	旧水道番号	金融機関名	支店名	種別	口座番号
	●●●●●●●●●●				

様式第9号 (その2) (第9条関係)

水道使用開始届(既設用)

年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

水道番号				整理番号			
—							
使用開始日	年 月 日			水は出ていますか。(はい・いいえ)			
水道を使用する場所	大分市 町 丁目 番号・番地・組 (マンション・アパート・ビル等の名称及び部屋番号)						
新使用者	フリガナ					屋号	
	氏名	Ⓜ				電話	
	今までの住所						
旧使用者	氏名						
所有者又は管理人	住所						
	氏名					電話	
水道料金納入方法	口座振替(金融機関にて手続をすること。・口座継続・納入通知書・納組( ))						
(別の場所に送付を希望する場合) 納入通知書送付先	住所						
	氏名					電話	

口座継続	金融機関名		支店名	
	種別	口座番号		
		—		

口径	メーター番号	指針	検針日(取付日)
mm			月 日

料金随時精算			
使用期間	使用水量	水道料金	下水道使用料
/ ~ /	m <sup>3</sup>	円	円
/ ~ /	m <sup>3</sup>	円	円
合計			円

(地図)水が出ないときにご記入ください。

様式第10号 (第10条関係)

代理人(管理人)選任(変更)届

年 月 日



大分市水道事業管理者 殿

給水装置所有者氏名



給水装置所有者の代理人を下記のとおり選任(変更)したので、届け出ます。

記

		水栓番号	
新代理人(管理人)	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	㊟	
旧代理人(管理人)	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
給水装置場所	大分市		

様式第11号 (第14条関係)

水 道 使 用 中 止 届

年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

水 道 番 号		整 理 番 号		水栓番号
∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴	—	∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴	
使用中止日	年 月 日			
水道を使用していた場所	大分市 町 丁目 番 号・番地・組 (マンション・アパート・ビル等の名称及び部屋番号)			
使 用 者	フリガナ		屋号	
	氏 名	Ⓜ	電話	
引越先 (連絡先)	(マンション・アパート・ビル等の名称及び部屋番号)等詳しく書いてください。			
(使用者に代わって届出をする場合) 所有者又は管理人	住所			
	氏名	Ⓜ	電話	

口径	メーター番号	指針	検針日(引上日)
mm			月 日
メーター位置			
料 金 随 時 精 算			
使用期間	使用水量	水道料金	下水道使用料
/ ~ /	m <sup>3</sup>	円	円
/ ~ /	m <sup>3</sup>	円	円
合 計			円

(地区)必ずご記入ください。

未 納 (有・無)				
年	月	水道料金	下水道使用料	督促料
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
水道料金		下水道使用料	督促料	合計金額
円		円	円	円

様式第12号 (第15条関係)

水道使用者名義変更届

大分市水道事業管理者 殿

水道番号	整理番号

年 月 日

名義変更日	年 月 日		
水道を使用している場所	大分市 町 丁目 番号・番地		
	(通称名) 大分市		
	(マンション・アパート・ビル等の名称及び部屋番号)		
新使用者	フリガナ		屋号
	氏名	印	電話
旧使用者	氏名		
所有者又は 管理人	住所		
	氏名		電話
水道料金納入方法	口座振替(金融機関にて手続をすること。)・口座継続・ 納入通知書・納組( )		
納入通知書 送付先	住所		
	氏名		電話

口座 継続	旧水道番号	金融機関名	支店名	種別	口座番号

様式第13号（第16条関係）

給水装置所有者変更届



年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

新所有者  
住所  
氏名



旧所有者  
住所  
氏名



給水装置の所有者に変更がありましたので、届け出ます。

旧所有者の署名押印ができないので、今後一切の責任は、新所有者で負うことを誓約いたします。

装置場所	大分市
給水装置所有者変更の理由	
旧所有者の署名押印の得られない理由	

(注) 旧所有者の署名押印ができないときは、登記簿抄本を提示してください。

様式第14号 (第19条関係)

集 合 住 宅 認 定 申 請 書

年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

住所.....  
 氏名.....(印)  
 電話.....

大分市水道事業給水条例施行規程第19条の規定により、集合住宅の認定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

水 道 番 号				整 理 番 号				口 径		メーター番号	
┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	mm			
建 物 の 所 在 地											
建 物 の 名 称											
管 理 人	住 所										
	氏 名							電 話			
全 戸 数				戸		内訳(住宅 戸)(住宅以外 戸)					
現 在 入 居 戸 数				戸		内訳(住宅 戸)(住宅以外 戸)					
私設メーターの口径別設置内訳(設置-有・無)											
口 径 (内 部 配 管)		住 宅				住 宅 以 外					
		全 戸 数		現 在 入 居 戸 数		全 戸 数		現 在 入 居 戸 数			
13mm		戸		戸		戸		戸			
20mm		戸		戸		戸		戸			
25mm		戸		戸		戸		戸			
40mm		戸		戸		戸		戸			
50mm		戸		戸		戸		戸			



様式第15号 (第20条の2関係)

メーター試験申込書

年 月 日

大分市水道事業管理者 殿

申込者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

使用しているメーターに異常があると思われるので、試験の実施を申し込みます。

給水装置設置場所											
水道番号					整理番号					口径	メーター番号
										mm	

## ○個別検針集合住宅の水道料金徴収に関する規程

(平成7年12月28日)  
(水道事業管理規程第7号)

改正 平成10年3月31日水道事業管理規程第8号  
(題名改称)

中高層住宅の水道料金徴収に関する規程(昭和48年大分市水道事業管理規程第5号)の全部を改正する。  
(趣旨)

**第1条** この規程は、大分市水道事業給水条例施行規程(平成10年大分市水道事業管理規程第5号。以下「施行規程」という。)第12条第2項の規定により、個別検針集合住宅の水道料金に係る計量及び徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平10水管規程8・一部改正)

(個別検針集合住宅の定義)

**第2条** この規程において「個別検針集合住宅」とは、施行規程第12条第1項に規定する個別検針集合住宅であつて、次条第2項の規定により大分市水道事業管理者(以下「管理者」という。)の認定を受けたものをいう。

(平10水管規程8・一部改正)

(個別検針集合住宅の認定)

**第3条** 給水装置の所有者が、当該給水装置が設置されている建物について、個別検針集合住宅として認定を受けようとするときは、別に定める様式により、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る給水装置が大分市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(昭和50年大分市水道事業管理規程第4号)に定める基準に準じ、かつ、管理者が必要と認める条件を満たしているときは、当該申請に係る建物を個別検針集合住宅として認定するものとする。

(平10水管規程8・追加)

(計量及び徴収)

**第4条** 個別検針集合住宅の所有者(以下単に「所有者」という。)が、管理者の認めた集中検針方式による隔測メーター(以下「隔測メーター」という。)を設置したものについては、各戸又は共用栓ごとに使用水量を計量し、水道料金を徴収することができる。

(平10水管規程8・旧第3条繰下・一部改正)

(隔測メーターの設置及び取替え)

**第5条** 隔測メーターの設置並びに事故及び満期による隔測メーターの取替えは、所有者の負担において行わなければならない。

(個別検針集合住宅の認定の取消し)

**第6条** 所有者が前条の規定によるメーターの取替えを行わない場合は、個別検針集合住宅の認定を取り消すものとし、管理者が設置したメーターにより使用水量を計量し、水道料金を徴収するものとする。

(平10水管規程8・一部改正)

#### 附 則

この規程は、平成8年2月1日から施行する。

#### 附 則 (平成10年水管規程第8号)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の中高層住宅の水道料金徴収に関する規程第3条第1項の規定により各戸又は共用栓ごとに使用水量を計量し、水道料金の徴収を受けていた給水装置が設置されている建物は、第3条第2項の規定により認定を受けた個別検針集合住宅とみなす。

# ○大分市水道局指定給水装置工事事業者 規程

(平成10年3月31日)  
(水道事業管理規程第7号)

## 目次

- 第1章 総則 (第1条—第3条)
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等 (第4条—第9条)
- 第3章 給水装置工事主任技術者 (第10条・第11条)
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務 (第12条—第16条)
- 第5章 雑則 (第17条—第19条)

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、大分市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

#### (用語の定義)

**第2条** この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「省令」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「管理者」とは、大分市水道事業管理者をいう。

5 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

6 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

7 この規程において「主任技術者」とは、法第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者をいう。

8 この規程において「免状」とは、法第25条の5に規定する給水装置工事主任技術者免状をいう。

#### (業務処理の原則)

**第3条** 指定工事事業者は、法、政令、省令、条例、大分市水道事業給水条例施行規程（平成10年大分市水道事業管理規程第5号。以下「施行規程」という。）、大分市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する

る規程（昭和50年大分市水道事業管理規程第4号）及びこの規程並びにその他の関係する規程、要綱及び基準並びにこれらの規定等に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

## 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

**第4条** 条例第6条第1項の指定は、給水装置工事事業者（以下「事業」という。）を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者としての指定を受けようとする者は、省令様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名
- (2) 大分市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大分市条例第53号）第2条第2項に規定する給水区域において事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第1項第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、省令様式第2によるものとする。

（指定の基準）

**第5条** 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年

を経過しない者

ウ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定工事業者証)

**第6条** 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に大分市水道局指定給水装置工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、次条の規定による事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事業者は、次条の規定による事業所の名称、所在地等の変更又は事業の休止を届け出たときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を紛失し、又はき損し、若しくは汚損したときは、再交付を申請することができる。この場合において、指定工事業者が指定工事業者証をき損し、又は汚損したときは、併せて当該指定工事業者証を管理者に提出しなければならない。

(変更等の届出)

**第7条** 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更の日から30日以内に省令様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、省令様式第2による第5条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に省令様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

**第8条** 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第11条の規定に違反したとき。
- (5) 第12条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適性な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第15条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第16条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。  
(指定等の公示)

**第9条** 管理者は、次に該当する場合は、その都度公示する。

- (1) 第4条第1項の指定を行ったとき。
- (2) 第7条の規定により、指定工事業者から事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 前条の規定により、指定工事業者の指定を取り消したとき。

### 第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

**第10条** 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に規定する基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第12条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

**第11条** 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、省令様式第3による届出書により、遅滞

なくその旨を管理者に届け出なければならない。

- 4 指定工事業者は、主任技術者の第1項又は第2項の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

#### 第4章 指定給水装置工事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

**第12条** 指定工事業者は、次の各号に掲げる事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項又は第2項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該給水装置工事に関して第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前項に掲げる給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該給水装置工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
  - ア 政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
  - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
  - ア 施主の氏名又は名称
  - イ 施行の場所
  - ウ 施行完了年月日
  - エ 主任技術者の氏名
  - オ しゅん工図
  - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
  - キ 第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

**第13条** 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する設計審査を受けるため施行規程第5条の規定により



管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

**第14条** 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する給水装置工事の検査を受けるため、工事完了後速やかに施行規程第5条の規定により管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、前項の検査の結果、手直しを要求されたときは、管理者が指定する期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

**第15条** 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第12条第1号又は第2項により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

**第16条** 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

## 第5章 雑則

(諮問機関)

**第17条** 管理者は、第8条の規定による指定の取消しに関し、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として大分市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）を設置する。

2 前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は管理者が別に定める。

(講習会)

**第18条** 管理者は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は管理者以外のものの実施する講習会を推薦することができる。

(施行細目)

**第19条** この規程に定めるもののほか、指定工事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(旧規程に基づく大分市給水公認業者に対する経過措置)

**第2条** 大分市給水公認業者に関する規程を廃止する規程（平成10年大分市水道事業管理規程第6号）による廃止前の大分市給水公認業者に関する規程（以下「旧規程」という。）により指定を受けている大分市給水公認業者（以下「公認業者」という。）は、第4条第1項の適用については、平成10年4月1日から

90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、第4条第1項の指定を受けたものとみなす。

2 旧規程により指定を受けている公認業者が平成10年4月1日から90日以内に、次に定める事項を管理者に届け出たときは、第4条第1項の指定を受けた者とみなす。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び役員の氏名

(2) 事業の範囲

(3) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令（平成9年厚生省令第60号）別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

5 第2項の届出を行う公認業者は、届出と同時に旧規程に基づく大分市給水公認業者証（様式第3号）及び標示板（様式第4号）を管理者に返納しなければならない。

6 管理者は、第2項の届出の提出があったときは、速やかに第6条第1項に規定する指定工事業者証を交付する。

7 第2項の規定により、第4条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号まで」とする。

8 第2項の規定により、第4条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、第12条を適用する場合には、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は大分市給水公認業者に関する規程を廃止する規程（平成10年大分市水道事業管理規程第6号）による廃止前の大分市給水公認業者に関する規程による責任技術者の資格を有する者」とする。

（旧規程に基づく責任技術者に対する経過措置）

**第3条** 平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8号に定める経過措置の適用に当たり、旧規程による責任技術者の資格を有する者に当たるとみなす。

(1) 旧規程に基づく責任技術者としての登録を受けている者

(2) その他管理者が前号の者に相当すると認める者

附 則（平成12水道事業管理規程第4号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年水道事業管理規程第11号）

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年水道事業管理規程第6号）

この規程は、平成27年9月9日から施行する

# ○大分市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

(昭和50年3月22日)  
(水道事業管理規程第4号)

改正 昭和62年12月23日水道事業管理規程第12号  
(題名改称)

平成4年1月16日水道事業管理規程第1号

平成6年3月31日水道事業管理規程第3号

平成9年9月30日水道事業管理規程第2号

(題名改称)

平成10年3月31日水道事業管理規程第9号

(目的)

**第1条** この規程は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に定めるもののほか、大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号）第8条第4項の規定に基づき、大分市水道事業の給水装置の構造及び材質の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭62水管規程12・平9水管規程2・平10水管規程9・一部改正)

(給水装置の構造)

**第2条** 給水装置は、給水管及びこれに直結する栓、弁類並びにこれらに附属する器具を備えたものでなければならない。

(平9水管規程2・一部改正)

(給水方式)

**第3条** 給水方式は、市の水圧により、給水栓その他これに類する器具から直接に給水を行うものとし、水圧が不足する箇所、一時に多量の水を必要とする箇所、常時一定の水圧が必要な箇所、工事等による断水時にもある程度の水量を必要とする箇所その他直接給水が不適當な箇所は、タンク式給水によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大分市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、必要があると認めるときは、区域ごとに、又は戸別に給水方式を指定することができる。

(平9水管規程2・平10水管規程9・一部改正)

(給水管の口径)

**第4条** 給水管の口径は、配水管の水圧及び水量並びに当該給水装置の所要水量及び同時使用率を考慮して定めなければならない。

(平9水管規程2・一部改正)

(給水管の埋設深度)

第5条 給水管の埋設深度は、次表のとおりとする。

道路種別	口径	
	口径 75 mm 以上	口径 50 mm 以下
国道、県道及び市道	当該道路管理者の指示する深さ	当該道路管理者の指示する深さ
私道	0.6m 以上	0.6m 以上
宅地内	0.6m 以上	0.3m 以上

(平4水管規程1・一部改正、平9水管規程2・旧第7条繰上・一部改正、平10水管規程9・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具の材料の種類及び規格並びに口径は、別表に定めるものでなければならない。ただし、別表に定めのないものについては、管理者の承認を受けなければならない。(資-54)

(平10水管規程9・追加)

(工法等の指定)

第7条 給水管の分岐は、原則として不断水式分岐工法とする。

2 給水管の分岐は、配水本管から分岐することはできない。

(平9水管規程2・旧第9条繰上・一部改正、平10水管規程9・旧第6条繰下・一部改正)

(メーターの設置)

第8条 水道メーターの口径は、給水管と同口径のものとする。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 水道メーターは、給水栓より低位置に、かつ、水平に設置しなければならない。

(平6水管規程3・全改、平9水管規程2・旧第14条繰上、平10水管規程9・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

(平9水管規程2・旧第15条繰上、平10水管規程9・旧第8条繰下)

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 大分市給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（昭和40年水道事業告示第11号）は、廃止する。

附 則（昭和62年水道事業管理規程第12号）

この規程中第2条、第3条及び第4条の規定は公布の日から、第1条の規定は昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成4年水道事業管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年水道事業管理規程第3号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年水道事業管理規程第2号）

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年水道事業管理規程第9号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年水道事業管理規程第5号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成29年水道事業管理規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

使用材料は、この表に規定する規格で管理者が承認した材料とする。

口 径	区分	種 類	名 称	規 格	備 考	
20mm 25mm 40mm 50mm	管	ポリエチレン管	水道用ポリエチレン管	J I S K 6762		
			水道用ポリエチレン管継手	J I S K 6763 及び 日本水道協会の認証品		
			水道配水用ポリエチレン管	J W W A K 144	耐震管（50mm管に限る）	
			水道配水用ポリエチレン管継手	J W W A K 145	耐震管（50mm管に限る）	
		鋼 管	水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管（VD）	J W W A K 140	道路管理者の指示による場合	
			水道用樹脂コーティング管継手	J W W A K 117		
		塩化ビニール管	水道用硬質塩化ビニール管（H. I. V. P.）	J W W A K 129	道路縦断方向に布設する場合	
			水道用硬質塩化ビニール管継手（H. I. V. P.）	J W W A K 130		
	弁 栓 類	弁 栓 類	水道用止水栓	J W W A B 108		
			青銅弁（J I S 10K）	J I S B 2011		
			単式逆止弁内蔵伸縮ボール止水栓	日本水道協会の認証品		
			水道用サドル分水栓	J W W A B 117		
			割丁字管			
			逆止弁	日本水道協会の認証品		
その他	そ の 他	メーターボックス		管理者の指定した製品		
		止水栓（弁）ボックス		管理者の指定した製品		
75mm 100mm 150mm 200mm	鑄 鉄 管	水道用ダクタイル鑄鉄管	J W W A G 113	耐 震 管		
			J W W A G 112	耐 震 管		
			J I S G 5526	耐 震 管		
			J D P A G1049	耐 震 管		
			J W W A G 114	耐 震 管		
		水道用ダクタイル鑄鉄異形管	J W W A G 112	耐 震 管		
			J I S G 5526	耐 震 管		
			J D P A G1049	耐 震 管		
			ポリエチレン管	水道配水用ポリエチレン管	J W W A K 144	耐 震 管
				水道配水用ポリエチレン管継手	J W W A K 145	耐 震 管
	鋼 管	水道用塗覆装鋼管	J W W A G 117			
		水道用塗覆装鋼管異形管	J W W A G 118			
		水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管（VD）	J W W A K 140			
		水道用樹脂コーティング管継手	J W W A K 117			
	塩化ビニール管	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニール管	J W W A K 129	75mm管を道路縦断方向に布設する場合		
		水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニール管継手	J W W A K 130			
		水道用硬質塩化ビニール管（H. I. V. P.）	J W W A K 129			
		水道用硬質塩化ビニール管継手（H. I. V. P.）	J W W A K 130			
	弁栓類	弁 栓 類	水道用ソフトシール仕切弁	J W W A B 120		
			割丁字管			
その他	そ の 他	メーターボックス		管理者の指定した製品		
		仕切弁ボックス		管理者の指定した製品		